

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

○福島県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

選挙区	制限額	選挙区	制限額
福島市	六、二八九、四〇〇円	田村市	六、〇三九、〇〇〇円
会津若松市	五、八九三、四〇〇円	南相馬市	六、一六一、七〇〇円
郡山市	六、一七七、九〇〇円	相馬郡飯舘村	六、〇三四、四〇〇円
		伊達市	六、〇三四、四〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和五年十一月一日現在において、次のとおりである。

令和五年十一月二日

いわき市	六、〇八二、四〇〇円	伊達郡	
白河市	六、三八二、二〇〇円	本宮市	六、五七九、九〇〇円
西白河郡	六、三八二、二〇〇円	安達郡	六、五七九、九〇〇円
須賀川市	六、〇四六、六〇〇円	南会津郡	五、六〇七、四〇〇円
岩瀬郡	六、〇四六、六〇〇円	河沼郡	五、三七〇、一〇〇円
喜多方市	六、三六四、二〇〇円	大沼郡	五、五八四、七〇〇円
耶麻郡	六、三六四、二〇〇円	東白川郡	五、九九二、六〇〇円
相馬市	六、七六四、六〇〇円	石川郡	六、五〇七、四〇〇円
相馬郡新地町	六、七六四、六〇〇円	双葉郡	五、九八三、二〇〇円
二本松市	五、七四五、三〇〇円		

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、八七四
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場
 合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を
 乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八
 十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十
 万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九二、九六〇
 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万
 を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数
 と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える
 場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一
 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区		選挙区	
二本松市	一四、八二一	双葉郡	一六、七三二
相馬市相馬郡新地町	一一、五〇五	石川郡	一〇、四七二
喜多方市耶麻郡	一九、七九二	東白川郡	八、四〇四
須賀川市岩瀬郡	二五、八六二	大沼郡	六、七六六
白河市西白河郡	二九、九〇六	河沼郡	五、九〇四
いわき市	八七、六四三	南会津郡	六、八五七
郡山市	八九、〇七〇	本宮市安達郡	一〇、七六三
会津若松市	三二、〇二二	伊達市伊達郡	二五、七一六
福島市	七六、七六七	南相馬市相馬郡飯館村	一八、一六六
田村市田村郡	一七、一八一		